





























スピラマイシン (SPIRAMYCIN)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.3	現行	0.3									サケ目魚類	0.2	現行	0.2									
豚の腎臓	0.3	現行	0.3									ウナギ目魚類	0.2	現行	0.2									
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類	0.2	現行	0.2									
												上記以外の魚類	0.2	現行	0.2									
												十脚目甲殻類	0.2	現行	0.2									
												上記以外の甲殻類	0.2	現行	0.2									
												貝類	0.2	現行	0.2									
牛のその他の内臓等	0.1	家事		0.1							4	上記以外の魚介類	0.2	現行	0.2									
豚のその他の内臓等	0.1	家事		0.1							4	上記以外の動物												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜												
牛の乳	0.2	現行	0.2																					
羊の乳	0.2	現行	0.2																					
山羊の乳	0.2	現行	0.2																					
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.2										6													
牛の乳 (脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳 (脂肪)																								
鶏の筋肉																								
上記以外の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪																								
上記以外の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵 (卵黄)																								
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																								

上記以外の陸棲哺乳類の乳については、羊及び山羊の乳と調整













スペクチマイシン (SPECTINOMYCIN)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	5	現行	5										サケ目魚類	0.3	海外							0.3	5-1
豚の腎臓	5	現行	5										ウナギ目魚類	0.3	海外							0.3	5-1
羊の腎臓	5	現行	5										スズキ目魚類	0.3	海外							0.3	5-1
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	5						1		5		6		上記以外の魚類	0.3	海外							0.3	5-1
													十脚目甲殻類	0.3	海外							0.3	5-1
													上記以外の甲殻類	0.3	海外							0.3	5-1
													貝類	0.3	海外							0.3	5-1
牛のその他の内臓等	0.5										8		上記以外の魚介類	0.3	海外							0.3	5-1
豚のその他の内臓等	0.5										8		上記以外の動物										
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.5										8												
													蜂蜜										
牛の乳	0.2	現行	0.2																				
羊の乳	0.2	現行	0.2																				
山羊の乳	0.2	現行	0.2																				
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.2									0.2	6												
鶏の筋肉	0.5	現行	0.5																				
上記以外の家禽の筋肉	0.5	海外					0.1	1	0.3		5-1												
鶏の脂肪	2	現行	2																				
上記以外の家禽の脂肪	0.3	海外					0.1		0.5		5-1												
鶏の肝臓	2	現行	2																				
上記以外の家禽の肝臓	0.7	海外					0.1	1	1		5-1												
鶏の腎臓	5	現行	5																				
上記以外の家禽の腎臓	2	海外					0.1	1	5		5-1												
鶏のその他の内臓等	0.05	薬事	0.05				0.1	1	0.1		3-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.6	海外					0.1	1			5-1												
鶏の卵	2	現行	2																				
上記以外の家禽の卵	2	現行	2																				

上記以外の陸棲哺乳類の筋肉等については、羊の相当部位と調整  
 上記以外の陸棲哺乳類の乳については、羊及び山羊の乳と調整



# スルファエトキシピリダジン (SULFAETHOXYPYRIDAZINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	業事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	業事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物											
豚のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜											
牛の乳	0.01	海外							0.01		5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外							0.01		5-1												
鶏の筋肉																							
上記以外の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
上記以外の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注 EUIは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルファキノキサリン (SULFAQUINOXALINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓												ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	上記以外の動物											
豚のその他の内臓等																							
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
												蜂蜜											
牛の乳	0.01	海外							0.01		5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外							0.01		5-1												
鶏の筋肉	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1												
上記以外の家禽の筋肉	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1												
鶏の脂肪	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1												
上記以外の家禽の脂肪	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
鶏の肝臓	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1												
上記以外の家禽の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1												
鶏の腎臓	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1												
上記以外の家禽の腎臓	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1												
鶏のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1												
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注 EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。





# スルファグアニジン (SULFAGUANIDINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	スズキ目魚類 上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類 上記以外の甲殻類											
												貝類 上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物											
豚のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	蜂蜜											
牛の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
鶏の筋肉																							
上記以外の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
上記以外の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注) EUは、サルファ剤 (スルフォンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファクロルピリダジン (SULFACHLORPYRIDAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外							0.1		5-1	サケ目魚類												
豚の腎臓	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1	ウナギ目魚類												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類												
												上記以外の魚類												
												十脚目甲殻類												
												上記以外の甲殻類												
												貝類												
												上記以外の魚介類												
牛のその他の内臓等	0.1	海外							0.1		5-1	上記以外の動物												
豚のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1													
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜												
牛の乳																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳 (脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳 (脂肪)																								
鶏の筋肉																								
上記以外の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪																								
上記以外の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵 (卵黄)																								
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																								

注) EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファジアジン (SULFADIAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	サケ目魚類	0.1	海外						0.1			5-1
豚の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	上記以外の動物											
豚のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	蜂蜜											
牛の乳	0.07	薬事		0.07			0.1				3-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛以外の陸棲哺乳類の乳 (脂肪)																							
鶏の筋肉	0.1	海外					0.1				5-1												
上記以外の家禽の筋肉	0.1	海外					0.1				5-1												
鶏の脂肪	0.1										8												
上記以外の家禽の脂肪	0.1										8												
鶏の肝臓	0.1	海外					0.1				5-1												
上記以外の家禽の肝臓	0.1	海外					0.1				5-1												
鶏の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1												
上記以外の家禽の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1												
鶏のその他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1												
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注) EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。